

建築確認申請										単位：円		
床面積の合計	申請手数料別表第1(第2条)			設計住宅性能評価申請併願申請手数料 別表第7(一) (第9条の2第1項第1号)	構造計算書の審査がある建築物毎の確認申請手数料加算額別表第1の2(第2条の2第1項第1号)			構造計算適合性判定を適用する建築物の確認申請手数料加算額別表第1の3(第2条の2)			防火・避難規定検証法の適用を受ける建築物の確認申請手数料の加算額	
	敷地の主要用途が住宅の申請	敷地の主要用途が住宅以外の申請	型式部材等製造者認証建築物の申請		構造計算書毎の床面積	加算額	加算額算出	床面積の合計	適判機関連絡調整手数料加算額※1 別表第1の3(イ)	構造計算ルート2審査物件手数料加算額※2 別表第1の2(ロ)	別表第1の4(イ)(ロ)(ハ)(ニ) (第2条の2第2項(1)～(4))	適用する規定
100㎡以内	20,000	26,000	14,000	18,000	100㎡以内	22,000	①申請棟数が2以上ある場合は、各棟ごとの床面積で算出した額の合計を別表第1の額に加算する。	1,000㎡以内	10,000	123,000	耐火・防火区画検証法	50,000
100㎡を超え、200㎡以内	28,000	39,000	20,000	24,000	100㎡を超え、200㎡以内			1,000㎡を超え、2,000㎡以内		165,000	区画避難安全検証法	35,000
200㎡を超え、500㎡以内	36,000	50,000	25,000	29,000	200㎡を超え、500㎡以内			2,000㎡を超え、10,000㎡以内		183,000	階避難安全検証法	35,000
500㎡を超え、1,000㎡以内	61,000	78,000	45,000	61,000	500㎡を超え、1,000㎡以内	44,000	②一の建築物であってもEXP、J等により構造上独立しているものはそれぞれ別の建築物とみなし、各棟ごとの床面積で算出した額の合計を別表第1の額に加算する。	10,000㎡を超え、50,000㎡以内	20,000	242,000	全館避難安全検証法	50,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	86,000	124,000	63,000	85,000	1,000㎡を超え、2,000㎡以内			50,000㎡超		441,000	※適用する規定毎に加算する	
2,000㎡を超え、3,000㎡以内	163,000	204,000	162,000	2,000㎡を超え、3,000㎡以内	55,000	③設計住宅性能評価申請併願申請の場合は加算しない。	※1 適判機関連絡調整手数料は構造計算適合性判定機関との連絡調整にかかる経費 ※2 適判機関連絡調整手数料及びルート2審査加算手数料は構造計算1件ごとの手数料		斜線制限の天空率の適用を受ける建築物の確認申請手数料の加算額		建築物省エネ法の適用を受ける建築物の確認申請手数料加算額(計画変更確認を除く)	
3,000㎡を超え、4,000㎡以内		246,000		3,000㎡を超え、4,000㎡以内			別表第1の5(イ)(ロ)(ハ)(ニ) (第2条の2第2項(5)～(8))		別表第1の6 (第2条の2第2項(9))			
4,000㎡を超え、5,000㎡以内	223,000	293,000	222,000	4,000㎡を超え、5,000㎡以内	74,000	適用する規定	手数料加算額(円)	床面積	手数料加算額(円)			
5,000㎡を超え、6,000㎡以内		366,000		5,000㎡を超え、6,000㎡以内			道路斜線 (2区分までの審査)	6,000	300㎡以上、10,000㎡以下※1	6,000		
6,000㎡を超え、10,000㎡以内	257,000	431,000	256,000	6,000㎡を超え、10,000㎡以内	79,000	隣地斜線 (2区分までの審査)	6,000	10,000㎡超※1	10,000			
10,000㎡を超え、15,000㎡以内	279,000	526,000	277,000	10,000㎡を超え、15,000㎡以内	90,000	北側斜線 (2区分までの審査)	6,000					
15,000㎡を超え、20,000㎡以内	317,000	641,000	314,000	15,000㎡を超え、20,000㎡以内	116,000	3区分以上の審査を要する場合の、1区分あたりの手数料加算額	3,000	※適用する規定毎に加算する				
20,000㎡を超え、50,000㎡以内	407,000	740,000	402,000	20,000㎡を超え、50,000㎡以内	175,000	※当該規定の適用を受けた確認済証の交付をセンターから受けている建築物の計画変更で、当該規定に変更がある場合は表に定める額の1/2の額とする		※1 床面積の合計は、建築物省エネ法第11条の適用を受ける部分の床面積について算定する				
50,000㎡を超え、100,000㎡以内	610,000	858,000	606,000	50,000㎡を超え、100,000㎡以内	235,000	※数地の主要用途が住宅以外の申請とは、延べ面積の過半が住宅以外の場合とする。 ※建築基準法施行令第137条の2(第3号イを除く。)の適用を受ける建築物の増築又は改築の確認申請の場合：増築等に係る床面積の合計と、当該遡及適用される建築物の部分の床面積の合計とを合算した面積とする。 建築基準法施行令第137条の2の適用を受ける既存建築物への増築又は改築の場合で、構造上別の建築物とみなされる既存部分の新耐震基準(昭和56年6月1日以降)により建築されている場合の当該建築物の部分を除く。						
100,000㎡を超え、200,000㎡以内	822,000	1,206,000	816,000	100,000㎡を超え、200,000㎡以内	288,000							
200,000㎡超	1,009,000	1,690,000	1,001,000	200,000㎡超								

	中間検査申請				完了検査申請							センター以外の者が確認した建築物の 中間検査・完了検査申請手数料加算額 別表第5(第6条第2項)	
	別表第2(第5条)		別表第7(二)(第9条の2第1項第2号)		中間検査を行った建築物		中間検査を行っていない建築物						
	申請手数料(円)		建設住宅性能評価又は 瑕疵担保履行法に係る 検査を同時に実施する 場合の手数料(円) まもりすまい(※1) 別表第7(二)(イ)欄	瑕疵担保履行法に係る 検査を同時に実施する 場合の手数料(円) あんしん(※2) JI10(※3) ハウスプラス(※4) 別表第7(二)(ロ)欄	申請手数料(円)		建設住宅性能評価 併願申請手数料 (円)	申請手数料(円)			建設住宅性能評価 併願申請手数料(円)		
敷地の主要用途が 住宅の申請	敷地の主 要用途が 住宅以外 の申請	敷地の主要用途が 住宅の申請			敷地の主 要用途が 住宅以外 の申請	敷地の主要用途が 住宅の申請		敷地の主 要用途が 住宅以外 の申請	型式部材 等製造者 認証建築 物の申請	床面積の合計		手数料加算額 (円)	
100㎡以内	24,000	25,000	20,000	22,000	24,000	25,000	21,000	25,000	26,000	16,000	21,000	100㎡以内	12,000
100㎡を超え、200㎡以内	31,000	34,000	26,000	28,000	31,000	34,000	27,000	32,000	36,000	21,000	28,000	100㎡を超え、200㎡以内	18,000
200㎡を超え、500㎡以内	37,000	44,000	30,000	33,000	39,000	48,000	34,000	40,000	51,000	27,000	35,000	200㎡を超え、500㎡以内	23,000
500㎡を超え、1,000㎡以内	70,000	85,000	57,000	59,000	67,000	81,000	55,000	68,000	82,000	45,000	55,000	500㎡を超え、1,000㎡以内	41,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	84,000	107,000	68,000	70,000	80,000	102,000	64,000	84,000	107,000	62,000	68,000	1,000㎡を超え、2,000㎡以内	78,000
2,000㎡を超え、3,000㎡以内	123,000	145,000	99,000	101,000	135,000	180,000	108,000	147,000	196,000	118,000	2,000㎡を超え、3,000㎡以内	149,000	
3,000㎡を超え、4,000㎡以内		169,000				200,000			217,000		3,000㎡を超え、4,000㎡以内		
4,000㎡を超え、5,000㎡以内	157,000	187,000	126,000	128,000	183,000	227,000	148,000	195,000	290,000	156,000	4,000㎡を超え、5,000㎡以内	204,000	
5,000㎡を超え、6,000㎡以内		213,000				322,000			353,000		5,000㎡を超え、6,000㎡以内		
6,000㎡を超え、10,000㎡以内	187,000	245,000	150,000	152,000	202,000	363,000	162,000	220,000	433,000	177,000	6,000㎡を超え、10,000㎡以内	237,000	
10,000㎡を超え、15,000㎡以内	195,000	289,000	157,000	159,000	220,000	399,000	177,000	232,000	532,000	187,000	10,000㎡を超え、15,000㎡以内	257,000	
15,000㎡を超え、20,000㎡以内	221,000	339,000	178,000	180,000	243,000	447,000	195,000	258,000	641,000	210,000	15,000㎡を超え、20,000㎡以内	292,000	
20,000㎡を超え、50,000㎡以内	273,000	387,000	220,000	222,000	304,000	522,000	244,000	322,000	786,000	258,000	20,000㎡を超え、50,000㎡以内	375,000	
50,000㎡を超え、100,000㎡以内	459,000	546,000	368,000	370,000	517,000	683,000	413,000	531,000	962,000	425,000	50,000㎡を超え、100,000㎡以内	565,000	
100,000㎡を超え、200,000㎡以内	666,000	766,000	533,000	535,000	737,000	947,000	590,000	756,000	1,265,000	606,000	100,000㎡を超え、200,000㎡以内	762,000	
200,000㎡超	849,000	1,026,000	679,000	682,000	941,000	1,245,000	754,000	968,000	1,675,000	775,000	200,000㎡超	935,000	

※敷地の主要用途が住宅以外の申請とは、延べ面積の過半が住宅以外の場合とする。
※1 住宅保証機構(株) ※2 あんしん保証(株) ※3 (株)日本住宅保証検査機構 ※4 ハウスプラス住宅保証(株)

注1 当センターで仮使用認定を受けた建築物の場合：完了検査申請床面積から仮使用認定を受けた床面積を控除した面積とする(第6条第1項第3号)

昇降機・工作物の検査申請手数料 (第7条・第8条)		仮使用認定申請手数料(円) (第8条の2)		建築物省エネ法の適用を受ける建築物の 完了検査申請手数料加算額 別表第6(第6条の2)		省エネ法に係る届出等に関する手数料 別表第8(第10条)	
申請種別	完了検査申請 手数料(円)	仮使用認定申請基本額 (申請1件につき)	150,000	対象部分の床面積の合計	手数料加算額(円)	軽微な変更届	手数料の額(税込)
エレベーター、エスカレーター	20,000	注1 当センターで確認済証の交付を受けた建築物は 仮使用認定申請基本額に仮使用部分の面積分の 完了検査申請手数料、同加算額に相当する額を 加算する 注2 注1以外の建築物の場合は別途手数料加算を申し 受ける場合があるため係員にお尋ねください。	150,000	300㎡以上、10,000㎡以下	20,000 (40,000)	ルートA (省エネ性能が 向上する変更)	センター建築物エネルギー消費性能適合 性判定業務手数料の10%
				10,000㎡超	50,000 (100,000)		
エレベーター(製造者認証付)、 ホームエレベーター、小荷物専用 昇降機等(上欄以外の昇降機)	13,000					1. 床面積の合計は、建築物省エネ法第11条の適用を受ける部分 の床面積について算定する。 2. 当センター以外で省エネ適合性判定を受けている建築物の場 合はカッコ内の金額	
工作物 ※建築物の敷地の擁壁、広告塔	14,000						